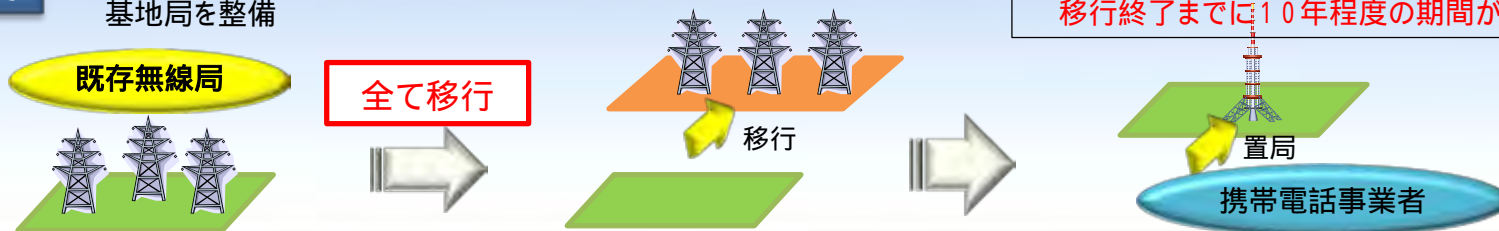


「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置(電波法27条の12第2項2号、5号、27条の13第2項9号)。平成23年に制度化。

従来の例

携帯電話事業者が、既存無線局が全て移行した後に基地局を整備

全額、既存無線局の自己負担となるため、移行終了までに10年程度の期間が必要



終了促進措置

携帯電話事業者が、既存無線局を順次移行させながら基地局を整備し、順次サービスを開始

携帯電話事業者が移行経費を負担することで、移行終了までに必要な期間を5年程度に短縮

